

原議保存期間 10年  
(平成30年12月31日まで)

各管区警察局広域調整(総務監察・広域調整)部長  
警視庁交通部長 殿  
各道府県警察本部長

警察庁丁規発第19号  
平成20年4月1日  
警察庁交通局交通規制課長

## 広告物の道路占用の取扱いに係る交通警察の対応について

「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定。別添1)において、「まちづくり団体が広告収入を街路灯や沿道の植栽の整備、オープンカフェのような地域活性化イベントなどのために使用する場合における屋外広告物の占有について、道路管理者が道路占用の許可を適切に判断できるよう、道路交通の安全を確保しつつ、必要に応じてまちづくり団体や地方公共団体等の意見、要望等を把握した上で、占有主体、占有場所、占有物件の構造などの占有許可基準を定め、周知する」こととされたことを受け、この度、国土交通省道路局長等から各地方整備局長等に対し、地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物(以下単に「広告物」という。)の道路占用の取扱いを可能とする旨の通知(別添2)がなされたところである。

広告物に係る道路占用の取扱いの内容等及びこれに伴う交通警察の対応は下記のとおりであるので、その対応に遺憾のないようにされたい。

なお、本通知の内容については、国土交通省道路局と協議済みである。

### 記

#### 1 広告物に係る道路占用の取扱いの内容等

##### (1) 取扱いに関する基本的な考え方

地方公共団体、公共交通事業者、特定非営利活動法人、商店街組織、自治会その他地域の活動主体等が自主的に行う道路環境の向上その他営利を主目的としない活動又は事業であって、当該活動等が行われることによって道路利用者の利便性の向上、地域活性化や賑わいの創出等に寄与するものについて、その活動等の費用が不足し、広告料以外には費用を捻出する手段がない場合に、広告物の設置を認めることとされた。具体的な活動等としては、街灯、ベンチ、上屋等の整備・維持管理、道路の清掃・美化活動、地域活性化のためのイベント、防犯活動等が想定されている。

##### (2) 取扱いの主な内容

###### ア 対象となる広告物

広告物が設置されることにより歩道の有効幅員が縮小するなど、道路の機能が従前に比べ著しく低下することのないよう、原則として、道路

上に設けられている他の工作物等に添加する形態のものが占用の対象となる広告物とされた。

#### イ 取扱方針の策定

道路交通の安全の確保、良好な道路環境や景観への配慮、まちづくりの方向性との調和、許可手続の円滑化等を図るため、関係する道路管理者、警察署、地方公共団体の屋外広告物担当部署、景観担当部署、まちづくり担当部署等による連絡協議会を開催し、当該協議会で合意がなされた場合は、広告物の占用が予定される区域内の状況に応じた広告物の取扱方針を策定することができることとされた。また、この連絡協議会において特に必要と認められたときは、上記アの原則で示された形態以外の形態の広告物を占用の対象としても構わないこととされた。

#### ウ バス停留所に設置される上屋に対する広告物

停留所に設置される上屋に対する広告物の占用許可については、別途通知された「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて」(平成20年3月25日付け国道利第26号)に基づき取り扱われることとされたが、その取扱いの内容については従前と変更はないものとされた。

### 2 交通警察の対応

広告物に係る道路使用許可の取扱いについては、バス停留所の上屋に添加される広告物に係る道路使用許可も含め、その方針に何ら変更点はないが、今般の国土交通省の通知を踏まえ、次の諸点に留意すること。

#### (1) 占用許可との整合性の配慮

道路空間に道路使用許可と道路占用許可の双方が必要な広告物を設置する場合には、道路交通法(昭和35年法律第105号)第79条及び道路法(昭和27年法律第180号)第32条第5項に基づく所轄警察署長と道路管理者との協議を要することから、道路使用許可に当たっては道路占用許可との整合性の確保に配慮しつつ引き続き適正な対応に努めること。

#### (2) 連絡協議会への参画

都道府県警察に対し、上記1(2)イの連絡協議会への参画依頼がなされた場合には、同協議会の構成員として都道府県警察が参画することが交通管理上有益であり、広告物に係る道路使用許可の関係事務の効率化にも資すると考えられることを踏まえて適切に対応すること。

別添1、2 (略)